

全国高等学校総合体育大会札幌市実行委員会事務局従事者派遣業務

公募型企画競争 提案説明書



令和4年4月

札幌市実行委員会

(札幌市スポーツ局スポーツ部高校総体担当課内)

1 業務名

全国高等学校総合体育大会札幌市実行委員会事務局従事者派遣業務

2 業務の目的

札幌市は、北海道で開催される令和5年度全国高等学校総合体育大会（以下、「全国高校総体」という。）において、下表に掲げる10競技11種目の競技種目別大会の準備・運営を担うことから、令和5年度全国高等学校総合体育大会札幌市実行委員会（以下「札幌市実行委員会」という。）を設立し、担当する競技大会を円滑に開催すべく準備を進めているところである。

札幌市実行委員会の業務は、全国高校総体を総括し全体運営を担う北海道実行委員会ほか各種関係団体との連絡調整や競技種目別大会の運営費予算・役員編成、競技会場、練習会場、その他付帯施設の確保・調整など多岐にわたり、これらの業務を大会が開催される令和5年7月までの短期間で効率的かつ同時並行的に遂行していかなければならない。

そこで本業務により、大会の準備・運営に必要な従事者の一部を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく労働者派遣の手法によって確保することで、札幌市実行委員会の事務局機能の強化・安定化を図り、大会を確実な成功に導くことを目的とする。

【札幌市実行委員会が担当する競技種目】

競技種目	競技会場（予定）
陸上競技	厚別公園競技場
体操	北海きたえーる
新体操	真駒内セキスイハイムアイスアリーナ
水泳（水球）	札幌市平岸プール
バスケットボール	北海きたえーる、北ガスアリーナ札幌46、白石区体育館
卓球	北ガスアリーナ札幌46
バドミントン	北海きたえーる、北ガスアリーナ札幌46
柔道	北海きたえーる
レスリング	真駒内セキスイハイムアイスアリーナ
弓道	真駒内セキスイハイムアイスアリーナ
ボクシング	北ガスアリーナ札幌46

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された受託候補業者との随意契約

(2) 公開日

令和4年3月31日（木）

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年9月30日（土）まで

※ 令和5年度の契約に関しては、上記期間にあっても、令和4年度中に開催する札幌市実行委員会総会において、本件調達に係る令和5年度予算が成立することを条件とし、予算が成立されなかった場合は、当該年度の契約を解除することがある。

(4) 準拠

当該公募型企画競争は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領運用ガイドラインほか札幌市の規定を準用する。

4 予算規模（契約限度額）

(1) 本業務に係る費用は、派遣労働者1人1時間当たりの労働時間単価（以下「時間単価」という。）に係る単価契約に基づき、全派遣労働者の総労働時間数に応じた実績により支払うものとする。

(2) 時間単価の上限額は「2,400円（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。）とする。

※ 本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定金額を示すものではない。

(3) 時間単価には、交通費・社会保険料等の諸手当を含み算出すること。

(4) 1人1日当たりの正規の労働時間は、原則8時45分～17時15分（休憩45分）の7時間45分とする。また、契約期間を満期で就労した派遣労働者の総稼働日数は下表のとおり。

【時間単価の上限額】

年度	正規の稼働日数
令和4年度	令和4年6月1日～令和5年3月31日の稼働日 204日
令和5年度	令和5年4月1日～令和5年9月30日の稼働日 124日

(5) この他、時間外労働及び休日労働（以下「時間外労働等」という。）に関しては、時間単価に割増率を乗じた額を支払うものとする。なお、時間外労働等の労働時間数は、受託者の36協定を遵守する。

5 本業務を公募型企画競争により調達する理由

本業務で求める人材は、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）から札幌市実行委員会に派遣される各競技種目別大会の会場地担当教員をサポートし、担当教員と共に大会の準備・運営を進める担当従事者であり、その業務内容は、厚生労働省職員分類表における「C 事務的職業」の「257-01 総合事務員」に相当する特定の型に限定されない各種の事務の仕事想定している。

また、札幌市実行委員会は、全国高校総体の競技種目別大会の円滑な運営を行うために設置された時限的な組織であるが、労働者派遣は、短期的に必要な人材を確保するという観点からは、本件に適した雇用形態であると言える一方、大会の確実な開催という観点からは、担当従事者が短期間で交代する可能性をはらんだリスクの高い雇用形態であるとも言える。

よって本業務は、労働者派遣の手法により、非定型業務に従事する有能な人材の確実かつ継続的な確保を目指すものであり、この目的を達成するためには、単純な価格競争ではなく、本業務に適応する人材調達の困難性と安定的な就労の確保（離職回避のための対策、万一の離職時の迅速な代替人員の確保など）の二つの側面を総合的に勘案し、受託先を選定する必要があることから、公募型企画競争により調達することとした。

6 企画提案に当たっての前提条件

(1) 受託者との契約時期

本業務の企画提案のプレゼンテーション・ヒアリングは、令和4年4月21日（木）の実施を予定しているため、契約時期は4月下旬の予定

(2) 勘案すべき事項

ア 本業務は、大規模スポーツ大会の準備・運営を行うものであることから、その特性上、大会本番が近づくに連れて業務量が増加していく。このため、時間外労働等は、令和4年度よりも令和5年度、令和5年度の中でも、年度当初より大会直前・期間中に増加することが見込まれる。

イ 本業務の特性上、競技日や視察日（以下「競技日等」という。）が土日、祝日に当たることが避けられないため、競技日等については、一般的な事務員業務に比べ、土日・祝日の勤務が多くなるが見込まれる。

ウ 本業務における派遣労働者の就労開始日は令和4年6月1日を予定しているが、派遣労働者がこれ以前からの就労を望む場合で、札幌市実行委員会にて早期の受入が可能と判断されたときは、これを認める。

エ 契約当初の派遣労働者の採用は7名の予定であるが、今後、大会本番に向けて業務量の増大や新たな業務の発生が見込まれることから、札幌

市実行委員会は、適宜、その時点の業務量と必要な人員を見極め、必要に応じ、受託者に派遣労働者の追加調達を要請する可能性がある。この場合、原則として派遣開始日の 30 日前までに変更を要する人数を派遣元に通知する。

(3) 必須で対応を求める事項

ア 派遣労働者からの業務内容や派遣先の労働環境等に対する苦情、派遣労働者のスキル不足等に対する派遣先からの苦情に対応するため、派遣元と派遣先は、苦情申立責任者（窓口）を相互に設けること。

イ 派遣元は、派遣労働者のスキル不足や長期欠勤による不在等が認められる場合、代替人員の確保について誠意をもって対応すること。

ウ 受託者は、派遣労働者に対して、情報漏えい防止に関する研修等を定期的に実施するなど、情報漏えい防止に関する啓発を行うとともに、本業務の実施の過程で情報セキュリティに関する事故が発生した場合は、必要な措置を講じること。

7 企画提案を求める事項

参加者は、上記 2「業務の目的」、上記 5「本業務を公募型企画競争により調達する理由」及び上記 6「企画提案に当たっての前提条件」の趣旨を踏まえ、業務を受託した際の業務内容である別紙 1「仕様書」を参照のうえ、本業務を遂行するための下記の項目について、企画提案書を作成すること。

(1) 類似業務等の受託実績について（様式 4 に記載。任意様式可）

ア スポーツイベントでの労働者派遣実績（イベントの規模、業務内容等）

イ スポーツ以外の誘客イベント等の類似業務での労働者派遣実績（イベントのジャンル、業務内容等）

ウ 地方自治体の業務での労働者派遣実績（事業分野、業務内容等）

エ 非定型業務の労働者派遣業務の受託実績（派遣人数、登録者数等）

(2) 業務の執行体制について

派遣元責任者、営業担当等の経験、実績及び業務処理体制の人員、組織編成の妥当性

(3) 本業務（非定型業務）に適応する派遣労働者の確保について

ア 貴社が考える本業務に適応する派遣労働者を選定するポイント

イ 上記アの選定ポイントを踏まえ、派遣労働者（候補者）の適性、能力を把握する手法

ウ 非定型業務に適応する人材を確保するために貴社が持つ「強み」「ノウハウ」

エ 派遣労働者に業務内容を的確に認識させるための手法・工夫・取組

- オ 受託者（本項においては、以下「派遣元」という。）に選定された場合の派遣労働者の採用・就労までの選定過程
 - カ 派遣労働者に対して実施する就労前の研修等の内容
 - キ 派遣労働者の継続就労の確保に向けた本業務における制度設計
 - ク 札幌市実行委員会（本項においては、以下「派遣先」という。）が派遣労働者の追加調達を要請した場合の対応、採用決定の時期
- (4) 派遣労働者の雇用管理及び支援内容について
- ア 派遣労働者の雇用管理（管理・組織体制、定期的なフォローアップ等）
 - イ 派遣労働者のモチベーションを維持・増進するための対策
 - ウ 派遣労働者が業務を遂行する上で、スキル面等の問題を抱えた場合のフォローアップ
 - エ 派遣労働者からの業務や就労環境等の苦情に対する相談体制、解決までの流れ
 - オ 貴社における個人情報保護及び機密保持に関する取組（認証取得・内部規定の整備等、派遣労働者への教育・啓発）
 - カ その他雇用管理全般に対する取組
- (5) 派遣労働者の事故・トラブル、体調不良時の対応について
- ア 派遣労働者が事故・トラブル等に遭った場合の対応・相談体制
 - イ 派遣労働者が第三者等に損害を及ぼした場合の対応
 - ウ 派遣労働者が事故、体調不良等により長期休務となる場合の短期的な対応及び代替人員の確保等の長期的な対応
 - エ 大会期間中など繁忙期に派遣労働者が体調不良等により休務となった場合の緊急時の対応体制
 - オ その他リスク管理全般に対する取組
- (6) 派遣先との連携体制について
- ア 派遣先・派遣元との意思疎通を図るための対応・連絡相談体制
 - イ 派遣労働者の勤怠管理の手法（派遣先から派遣元への報告方法等）
 - ウ 派遣労働者のスキル不足等に係る派遣先から派遣労働者への苦情に対する相談体制、解決までの流れ
- (7) 単価見積書（様式5に記載。任意様式不可）
- 本業務の入札の方法は単価により行うため、単価見積書に記載する金額は、派遣先が派遣元に支払う時間単価を記載すること。なお、契約金額（時間単価）は単価見積書に記載された時間単価に当該金額の10%相当額（小数点以下切り捨て）を加算した額で決定するので、参加者は消費税及び地方消費税の課税・免税を問わず、見積った「合計金額（契約希望金額）」の110分の100に相当する額を記載すること。

8 参加資格要件

札幌市の入札参加資格者名簿に登載され、かつ、以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の許可を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 本公募型企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者該当しない者であること。
- (7) 次のア～オに掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便且を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (8) 札幌市内に事業所を有していること。

9 参加手続きに関する事項

(1) 企画競争（プロポーザル方式）の日程（予定）

ア 企画提案の公募開始	令和4年3月31日（木）
イ 質問書の提出期限	令和4年4月7日（木）※
ウ 質問書に対する回答	令和4年4月11日（月）
エ 参加意向申出書の提出期限	令和4年4月15日（金）※
オ 企画提案書の提出期限	令和4年4月19日（火）※
カ プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年4月21日（木）

※ 各書類の提出期限は、いずれも17時必着とする。

(2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

「17 問合せ先（事務局）」のホームページアドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。なお、全国高校総体のホームページは道教委による開設前であることから、札幌市スポーツ局スポーツ部のページに掲載する。

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書等の記載方法について質問がある場合は、提出期限までに質問書（様式1）を事務局へ提出すること。なお、提出方法は、電子メールとする。

質問に対する回答は、質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべき内容は、ホームページ上に掲載する（質問を行った事業者名等は公表しない。）。

質問書の送信先の電子メールアドレス：sports-soutai@city.sapporo.jp

※ メールタイトルは「【事業者名】「全国高等学校総合体育大会札幌市実行委員会事務局従事者派遣業務」質問書」とすること。

(4) 提出書類

正本は、以下のイ～オの構成で一式とし、左肩一箇所をホチキスで留め、1部提出すること。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、左肩をクリップで留め、10部提出すること（ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込み等はしないこと。また、用紙の規格及び様式等を厳守すること。

ア 参加意向申出書（様式2）

※ 本書類は、正本・副本の添付書類には含めない。4月15日（金）までに一部提出すること。

イ 企画提案者概要(様式3)

ウ 企画提案書(様式・枚数任意、A4判両面印刷、文字サイズは12ポイント以上。ただし、図表等については、一部12ポイント以下を認めるが、10ポイント以上を目安とする。)

※ 審査の公平公正を期するため、企画提案書内(表紙を除く)に、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を一切入れず、別の表現や伏字等で記載すること。

エ 類似業務等実績一覧(様式4)

オ 単価見積書(様式5、任意様式不可)

※ 消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

※ 見積代理人が見積もる場合は委任状(様式6)を提出すること。

(5) 提出方法

提出書類は提出期限までに事務局へ事前に電話連絡の上、持参により提出すること。なお、郵送、電子メール、FAXでの受付はしない。

10 企画提案の審査

企画提案の審査については、札幌市実行委員会に関わる札幌市の部局の職員などから構成される「全国高等学校総合体育大会札幌市実行委員会事務局従事者派遣業務に係る企画競争実施委員会」(以下、「実施委員会」という。)において、最も優れた提案者を選定する。

評価の方法は、各委員が「評価項目及び評価基準表(別紙2)」により行い、その合計点の平均値に基づき、評価を確定する。なお、小数第一位以下は切り捨てとする。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを実施する。

イ 出席者は派遣元責任者を含む最大2名までとする。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングは1者約30分(説明20分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。(提案者数により、1者あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。)

エ 説明については、「9 参加手続きに関する事項(4)ウ」の企画提案書のみに基づいて行うこととし、資料の配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。

オ 提案者全員に対し、すべての提案者の採点結果(合計点の平均値)及び選定結果を文書により通知する。

(2) 参加者が1者であった場合の取扱
提案者が1者であった場合、最低評価基準(60点)を超えた場合に契約候補者として選定する。

(3) 実施委員会における採点(合計点の平均値)が同点の場合の取扱
ア 本業務の目的である「非定型業務に従事する有能な人材の確実かつ継続的な確保」と特に関連性が強く、配点を10点以上とする下表に掲げる5つの評価項目の合計点の平均値が高い者を選定者として選定する。

【対象の評価項目】

評価項目	配点
① 類似のスポーツイベント等の受託実績	10点
② 非定型業務の労働者派遣業務の受託実績	10点
④ 募集・採用	15点
⑤ 継続就労の確保	15点
⑪ 長期休務時の対応	10点
合計	60点

イ 上記アについても同点の場合は、実施委員会で協議の上、契約候補者を選定する。

(4) 契約
契約については、選定された契約候補者と札幌市実行委員会との間で詳細を協議のうえ、札幌市契約規則その他の関係規定を準用し、随意契約の方法により締結する。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合は、実施委員会において次点とされた団体と協議する。

11 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、提案者が参加資格を有することを確認したときから評価が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当した場合は、提出された提案書類の評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消す。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなった場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合

12 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

13 参加資格等についての苦情の申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等に係る苦情を申し立てることができる。

14 評価についての疑義の申立て

評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市実行委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市実行委員会が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合はあらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、札幌市実行委員会に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

- (1) 提案書類の作成及び提出に係る一切の費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。なお、期限内に提出されたものであれば、期限内に限り、差替、変更、追加を認める。
- (3) 札幌市実行委員会が提供した資料は、札幌市実行委員会の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (5) 提出された書類の返却は行わない。
- (6) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、審査方法について変更する場合がある。

17 問合せ先(事務局)

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 O R E 札幌ビル 8 階
令和 5 年度全国高等学校総合体育大会札幌市実行委員会事務局
(札幌市スポーツ局スポーツ部高校総体担当課内)

担当者 須田

電話：011-211-3920 F A X：011-211-3921

メールアドレス：sports-soutai@city.sapporo.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.sapporo.jp/sports/soutai.html>